

宇都宮市まちづくりセンター樹木維持管理等業務仕様書

1 目的

宇都宮市まちづくりセンターの敷地内（約 1 9 4 m²）に植栽されている樹木及び芝生等の維持管理を行い、施設の環境を保全し、快適な環境の中で利用者に利用してもらうことを目的とする。

2 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（3 年間）

3 業務内容

(1) 樹木剪定（年 2 回）

ア 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、混みすぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うこと。

イ 剪定方法は、それぞれの樹種、形状及び剪定の種類に応じて最適な方法により行うこと。

(2) 除草（年 2 回）

工具等を用いて根ごと除去すること。

(3) アメリカシロヒトリ等害虫駆除（発生時期に 2 回程度）

ア 桜及びポプラ等被害を受けると予想される樹木を対象に散布する。

イ 周辺住民及び利用者に対し、事前に作業日を周知すること。

ウ 作業に当たっては、細心の注意を払い、周辺住民及び利用者はもとより作業員に被害のないよう留意すること。

(4) その他

ア 作業終了後、剪定した枝葉や除去した雑草等については、現場より速やかに集積・搬出し、指定管理者の責任において、関係法令を遵守のうえ適正な処分を行うこと。

イ 上記以外の項目であっても、指定管理者は必要に応じ除草等を実施し、施設の快適な環境の維持に努めるものとする。

ウ 選定により発生した枝は、資源化施設での処理に努めるものとする。なお、業務完了後、処理方法について報告するものとする。

4 費用の負担

指定管理者は、業務に必要な次の経費を負担するものとする。

(1) 業務に必要な機械工具類

(2) 消耗品類等を含む業務に必要なすべての費用

(3) 指定管理者の瑕疵によって生じた枯れ木等の植え替え費用

5 実施上の注意

(1) 作業を行うときは、利用者等に対し適切な安全対策（注意を促す看板等の設置）を行い、常に安全確保に努めること。

(2) 業務上知り得た事項については、他に漏らさないこと。

(3) 業務の遂行にあたっては、事故のないよう十分注意すること。

(4) 業務実施工程表を作成し、計画的に実施すること。

(5) 実績報告書を作成すること。